

十八世紀中国の行政変革の特質：清朝乾隆期の山西省の事例を中心に

宮寄, 洋一
九州大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/25753>

出版情報：九州大学東洋史論集. 21, pp.29-46, 1993-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

十八世紀中国の行政変革の特質

——清朝乾隆期の山西省の事例を中心に——

宮 寄 洋 一

はじめに

清朝はその前半期には対応すべき種々の問題に直面していた。中国王朝としてこれまでになかった新しい事態、例えば宋代頃から始まった森林の減少などによる燃料の転換、明末からの棉業などの生産業の発達による急激な商業の発展と市場の拡大、清代における人口の爆発的增加など、社会生活の上にも及ぶ大きな変化への対応も迫られていたのである。

十八世紀における中国社会の変容については、近年の明清史研究の中で特に「地域社会」論として、流通や市場構造・地域エリートや移民社会・地域の行政や財政などを題材として精力的に研究が進められてきている。その動向の中で、変容を生み出す一つの要因として産業構造の変化、特に燃料の転換などによって清代に急速に発展してきた鉱山業に注目したい。

さて筆者は石炭の開採や各地の生産業の展開と同時に進行的に、地方の行政組織が変動していることに着目した。例えば人口が増加すればそれに伴って事務が煩雑になり、その分担当官吏を増やしたり、行政区画を移動させたりするのは当然である。しかしその変化の仕方には、政権担当者の意図やそこに住む人々の何らかの働きかけが影響を及ぼしていることも間違いない。即ち行政の変化に当時のその地域の民衆と官、及び社会情勢と行政の関係の在り方が窺えると思われるのである。また、この変化が清朝期に生じた新しい事態と関連していることは容易に想像できる。そしてそれが江南や北京などの経済的・政治的先進地のみに現れたものでないとすれば、清朝の中国支配全般の一つの特質を示していると言える。本論では、地理的には直隸の隣に位置しながらも一般的には政治・経済の後進地と見做されている、山西省の行政組織の変遷を具

体的に検証し、その変遷の背景に如何なる人々の意志や行動原理が存在したのか、また清朝の中国支配の在り方を考察してみらる。

一、州県行政変革の一般的特質

山西省は明代にはモンゴルとの関係から軍事的に重要な地域であった。清代に入ってその緊張関係は緩和されたとはいえ、清朝側からいえばあくまで異民族の居住地に接する地域であった。また明清交替期における李自成軍や反清勢力との抗争を経て、混乱した秩序の回復にも当たらねばならなかった。そのため特に長城周辺以北は長らく軍衛の治めるところであった。その経過をたどってみると、明代洪武三年に雲武・朔・東勝などを押さえ長城以北を平定すると、翌年白羊城に大同都衛を置き、七年には大同府を置くことになった。二十五年になると境界を定めて二十六衛を設置して大同府の支配下に置き、同時に太原・平陽の住民から兵を集めて屯田を開始した。統廃合による衛数の多少の変化はあったが、明代を通して、北方統治の基盤を大同府に置き長城周辺以北の地域を軍制下に置いて管理する方針は変わらなかった。清朝も順治・康熙の約八十年間を明制を受け継ぐ形で過ごした。特に順治十三年から康熙四年までは大同府に山西総督を置き、北方の守りを固めた。こうした状態に変化が現れるのは雍正年間に入ってからである。山西巡撫諾民は雍正三年に、右玉林衛を昇格させて朔平府となし附郭の県として右玉県を置き、左雲川衛を左雲県、平魯衛を平魯県に改めて朔州と馬邑を併せて一府を創設することを上奏して認可され、翌四年に朔平府がスタートすることになる。また大同府でも乾隆十五年に前々年に得勝口外に新設された豊川衛と鎮寧所を併せて豊鎮府を置き、陽高県の通判を移駐させている。

これらの変化がどのような理由で上奏されどのような判断のもとで実行されたかは、地方志や実録の記述ではただ設置の事実を伝えるのみで明確にはされていないが、当時の状況からみてもおおよそ二つの理由が推定できる。先ず第一に清朝の対蒙古政策における自信の確立という政治的理由である。田村實造氏が「清朝の蒙古統治策」で述べているように、康熙二十九年からのジュンガル親征によりほぼ外蒙古を制圧し、事なかれ主義の懐柔策から脱して蒙古を完全に勢力下におけるようになった。清朝の圧倒的軍勢力を示し蒙古に対する支配の自信を高めたこの時期になると、山西北部における統治組織も変化が現れてきて当然であり、所謂「内地化」が進んでいくのである。

第二に長城外での開墾が進み急速に漢人が進出してきたために生じた社会的理由である。清朝は蒙古を懐柔する方法の一つとして蒙古の権利を保護していた。例えば彼らの生活の手段たる牧畜をまもるために放牧地への侵入は固く禁じられていた。しかし既に明代から山西のみならず熱河や東北でも漢人の北への進出は始まっていたようである。こうした事態に拍車をかけたのが蒙古人自らの漢人招墾である。恐らくは貨幣経済の進展や中国的生活の流入からであろうと思われるが、小作料を取って漢人に開墾させることが多くなり、更には札薩克・貝子旗下の土地まで開墾が進み、ついに清朝も乾隆十三年には「民人所典蒙古地畝、応計所典年分、以次給還原主」と民人の開墾を禁じることとなった。しかしその一方で、雍正・乾隆頃には蒙古の牧地に関わらない限りにおいて、清朝自ら積極的に長城以北での開墾を進めることとなる。例えば乾隆三十年には山西巡撫彰寶や察哈爾都統巴爾品らが太僕寺牧廠内の蒙古旗地と隣接する部分での開墾を押し進める。これらの事態を受けて清朝は軍制から州県制へと次第に移さざるを得なかったのである。

このことを反映してか、雍正元年に帰化城蒙古民事同知が、乾隆元年には綏遠城糧餉理事同知が新設されている。この新設の背景には「解餉遞犯、絡繹不絶」、^①「民人寄寓者十有余万、耕種田畝」、「夷民混雜、争訟繁多」というような帰綏六庁の事情があり、人々の移動、戸口増加、そしてその結果としての治安の悪化があった。

ところで、変化を示すのは以上のものばかりではない。乾隆『晋政輯要』巻一官缺繁簡を見ていくと、清朝初期に規定された府州県官のポストの評価がある時期に大幅に変わっていることに気づく。表1は『晋政輯要』からその変化の様子をまとめてみたものである。

先ず朔平府であるが、同知・附郭の右玉知県は「要缺」から「簡缺」となっているが、知府のポストは「衝繁疲」から「衝繁難」とその統治の困難さが増している。その事由は「逼近辺牆、為口外衝途」となっており、人々の通過の増加を窺わせる。変化の時期は右玉県については乾隆三十一年の巡撫彰寶の上奏によっている。知府・同知については年次は明かではないが、同知・知県のレヴェルを下げた分同時に知府を上げたものとも考えられる。その他の州県では朔州が「地当孔道、逋賦不清。嗣查該州積欠全完、実不為疲。惟係塘站要路、往来住宿、差務頗多、治理非易」との理由で「衝疲中缺」から「衝繁要缺」に変わっている。また、「衝」とされる州県が多いのは帰化城への要路だからである。

次に大同府であるが、ここも同じく「界達蒙古、為口外四通衝、管轄九属、事務紛繁、実為難理」と交通の要所であり

表1 山西省州県繁簡

府・州	州・県	原 定				変 革 後				変 革 年	
		衝	繁	難	疲	衝	繁	難	疲		
朔平府	右玉県	○	○		○	○	○		○	要 中 簡 簡 要 簡	乾隆31年
	左雲県	○	○	○		○	○		○		
	平魯県	○	○			○	○		○		
	朔州	○	○		○	○	○	○	○		
	馬邑県	○	○		○	○	○		○		
大同府	大同県	○	○	○	○	○	○	○		要 要 簡 簡 — 簡 簡 簡	変化なし
	懷仁県	○	○	○	○	○	○	○			
	山陰県	○	○		○	○	○	○	—		
	広靈県	○	○		○	○	—	—	—		
	天鎮県	○	○			○	○	○	○		
	応州	○	○		○	○	○	○	○		
保德州	保德州	○	○			—	—	—	—	— 簡	変化なし
	河曲県	○	○			○					
寧武府	寧武県	○	○			○				簡 簡 簡 簡 簡	
	神池県	○	○			○					
	五寨県	○	○			○					
	偏関県	○	○			○					
代州	代州	○	○	○		—	—	—	—	— — 簡 中	変化なし 変化なし
	繁峙県					—	—	—	—		
	五台県	○	○			○	△				
忻州	定襄県	○	○			○	○			中 簡 簡	
	静楽県	○	○			○					
	静楽県	○	○			○					
平定州	平定州	○	○			○	○			中 簡 要 簡	
	孟県	○	○			○	○				
	壽陽県	○	○			○	○	○			
	樂平県	○	○			○					
太原府	陽曲県	○	○	○		—	—	—	—	— — 中	変化なし 変化なし
	太原県	○	○	○		△	—	—	—		
	榆次県	○	○	○		—	—	—	—		
	徐溝県	○	○			○	○	○		要 簡 簡 中 中	乾隆28年
	交城県	○	○			○	○	○			
	太谷県	○	○	○		○	○	○			
	崞県	○	○			○	○	○		中 — —	変化なし 変化なし
	文水県	○	○			—	—	—	—		
	嵐県	○	○			—	—	—	—		
興県	○	○			—	—	—	—	— 簡	変化なし	
苛嵐州	○	○	○	○	○	○	○	○			
汾州府	汾陽県		○	○		○	○	○		要 中 — 簡 要 簡 簡 中 中	変化なし 変化なし 変化なし
	平遙県	○	○	○		—	—	—	—		
	孝義県	○	○	○		○	○	○	○		
	介休県	○	○			○	○	○	○		
	石樓県	○	○			—	—	—	—		
	寧郷県	○	○			—	—	—	—		
永寧州	○	○			○	○	○	○			
臨県	○	○	○		○	○	○	○			

府・州	州・県	原 定				変 革 後				変 革 年	
		衝	繁	難	疲	衝	繁	難	疲		
遼 州	遼 州		○				○			簡	変化なし 変化なし
	榆社県 和順県					中簡簡	— —	— —	— —	— —	
熙 州	熙 州		○			中簡簡		○		簡	変化なし 変化なし 変化なし
	蒲 県					中簡簡	—	—	—	—	
	大寧県 永和県					中簡簡	— —	— —	— —	— —	
霍 州	霍 州	○	○			中	○	○		要簡簡	乾隆37年
	靈石県	○				中	○			中	
	趙城県	○				中	○			中	
沁 州	沁 州	○	○			中簡簡	△	○		中	変化なし 変化なし
	沁源県 武郷県					中簡簡	— —	— —	— —	— —	
潞安府	長治県		○	○		要		△	○	中	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし 変化なし 乾隆29年 変化なし
	長子県	○	○			要	○	○		中	
	壺関県					要簡	—	—	—	中	
	屯留県			○		中簡	△	—	—	簡	
	潞城県					中簡	△	—	—	簡	
	襄垣県 黎城県	○				中簡	—	—	—	簡	
平陽府	臨汾県	○	○	○		要	—	—	—	—	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし 変化なし 乾隆29年 変化なし
	襄陵県	○	○	○		要	—	—	—	—	
	曲沃県	○	○	○		中要	—	—	—	—	
	岳陽県					要簡	—	—	—	—	
	浮山県			○		簡	—	—	○	—	
	翼城県					中簡	—	—	—	—	
	汾西県					簡	—	—	—	—	
	洪洞県	○	○			要簡	○	○	○	中	
	太平県		○			要簡	○	○	○	中	
	鄉寧県 吉 州		○			簡	—	○	—	簡	
澤州府	鳳台県	○	○	○		要	○	○		中	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし
	陵川県	○	○			要	—	—	—	—	
	高平県	○	○			要	△	△		中	
	陽城県 沁水県		○			中簡	—	—	○	簡	
絳 州	絳 州		○	○		要		○	○	中	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし
	絳 県				○	中		○	○	簡	
	垣曲県		○			中	○	○	○	簡	
	聞喜県 稷山県 河津県	○	○	○		中要	○	○	○	簡	
蒲州府	永濟県	○	○	○	○	要	○	○	○	要	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし 変化なし
	虞郷県	○	○	○		要	—	—	—	簡	
	臨晉県	○	○	○		中	—	—	—	簡	
	猗氏県	○				中	△		○	中	
	榮河県 萬泉県			○		中			○	簡	
解 州	解 州		○	○		要		○	○	中	変化なし 変化なし 変化なし 変化なし
	平陸県		○			中				簡	
	芮城県		○			中				簡	
	安邑県 夏 県	○	○	○		中	— △	— ○	— ○	中	

典拠：乾隆「晋政輯要」卷一官缺繁簡

(注) △は「次衝」・「稍難」などやレベルが落ちるもの

且つ管轄区域が広く、当初から「兼四要缺」となっている。但し府内に豊鎮庁が設置されたほかは、全ポストが中缺から簡缺となっている。

保德州・寧武府・代州・忻州・平定州はほぼすべて中缺から簡缺となっているが、代州の崞県で「専衝」から「専衝稍難」と難易度が上がっている。これは「嗣查該県民刁俗悍、訴訟頗多、治理非易」と言うように、訴えごとの増加によるものである。また平定州の寿陽県は、乾隆三十一年巡撫彰寶の「係川陝直隸通衝、設有太安一駅、事務紛紜」という意見により、「衝繁中缺」から「衝繁難要缺」に変わり重要度が増している。

中部に移って先ず太原府であるが、省の首都所在地であるため知府・同知・陽曲知県は当初の「衝繁難要缺」という設定は変わらない。太原府内の各州県は概ね中缺から簡缺に下がっているが、その中で徐溝県だけは「衝繁中缺」から「衝繁難要缺」に上がっている。これは徐溝県が清源県を統合したためである。この清源県の統合の経過については以下の通りである。

乾隆二十八年二月二十六日、布政使文綬は次のように上奏した。

謹奏、為請裁併冗設之県治、以裨吏治、以節虛糜、仰祈聖鑒事。窺奴才荷蒙皇上天恩、補授山西布政使、自上年十二月初九日到任、於通省地方情形、悉心体察、其中尚有應行籌酌變通、以裨吏治者。如太原府屬之徐溝県、所管地方四面疆界自十里至十五里而止、統計週圍僅止三十八里、所轄村莊不過四十八村、揆其体制、實不足設一県治。考諸誌乘、該県原係清源県屬之徐溝鎮、前代因其地当大路、設有同戈驛站、遂分設徐溝県治。今查清源県所管四面疆界、亦僅自十里三十里而止、地方並非遼濶、合清徐二県之幅員、尚不及中県之地。因徐溝設有驛站、乃將一隅之地、分設県治、既与体制不符、復多糜費錢糧。且清源県雖無驛站、亦有大路十里、併有堯城一鎮、一切差務、輒多不能照應。

即ち、乾隆二十七年十二月に山西布政使に着任した文綬が省内の事情を調査したところ検討して変えた方がよいものを見いだした。それが徐溝県と清源県の統合問題であった。共に県治としては小さすぎるし費用が無駄というのである。しかし統合の仕方も問題である。清源県には驛がないとはいえ、大路が通っており堯城鎮もあり、その差務を移すのも不都合である。

そこで文綬は案を提示する。

似应将徐溝一県裁汰、仍歸清源県管理。但該処地当陝・甘・豫省四衝孔道、駅站所在、地方官就近料理爲便。查徐溝縣城池・倉庫・衙署・監獄・壇廟等項、均各齊全。既将该県裁併、不若將清源県移於徐溝、一切差務仍可就近料理。其官役・俸工等項、俱仍其旧無庸更張。至徐溝県知県・典史・教諭・訓導等官役、尽行裁汰。俸工等項、報解充餉。清源県既將徐溝縣併、政務較前自繁、且路当孔道、差務緊要。應請將知県原定衝繁中缺、改爲衝繁難要缺、在外揀選調補。如此籌酌歸併、既可省無益之冗員、而与県治之体制、亦相符合矣。

彼は徐溝県を廢止して清源県に併合しようとする。但し徐溝県は陝西・甘肅・河南省との交通の要所であり、地方官もそこで任務に就くのが都合がよい。調べてみると徐溝県の県治には官署がすべて揃っており、統合した場合清源県を徐溝県治に移したほうがよい。徐溝県の官職については廢止し俸工については餉に当てるべきだ。清源県の官職はそのまま拡張せずに移すのだが、徐溝県治は交通の要所であり業務は重大である。従つて知県のポストは原定の「衝繁の中缺」から「衝繁難要缺」に改めるべきだ。こうすれば無駄なポストが省けるといのである。これにたいして乾隆帝は「該部議奏」と殊批を記している。結果的には文綬の上奏通り清源県治は廢止されることとなった。但し、徐溝県を残す形である。地理的には清源県はその南西の交城県を通つて陝西に出る通路にあり、徐溝県は南方の太谷県と北方の省城との中間にある。この場合南北の交通路が重視されたと言えよう。

清源県の廢止には、当然反発があった。『高宗実録』卷六百九十一乾隆二十八年七月十九日の記述によると、清源県生員秦龍光が書いた連名の嘆願書を持つて県民孫肇廷らが北京に上告してきたが、それに対して清朝は「無知愚民、易為所惑」とにべもなくはねつけている。彼らが如何なる人物かは確認することが出来なかったが、恐らくは陝西との交易に関わる者ではないかと思われる。

話を繁簡表の方に戻すと、汾州府では知府が乾隆二十二年の布政使蔣於義の「管轄八屬、地方遼濶、事務殷繁、俗悍民刁、素称難治」という上奏により「難」が加えられる。また介休県でも「地当孔道、事務紛紜、嗣查該県為客商聚集之藪、五方

雑処、奸訟難理」という理由で、「難」が加えられる。介休県の変遷時期ははっきりしない。その他の府属の州県は「中缺」から「簡缺」と変化する。

南部では遼州・隰州・沁州・安府はほぼ「中缺」から「簡缺」と下がっているが、霍州は乾隆三十七年に趙城県・靈石県を加えて直隸州に昇格したため「衝繁中缺」から「衝繁難要缺」となった。平陽府では太平県が「專繁簡缺」から「衝繁難要缺」と急変している。これは乾隆二十九年の巡撫和衷の「該県商賈益衆、戸口日繁、徵收不易、人民衆庶、案牘繁多、駅站往来、要差絡繹」という上奏による。この他絳州の聞喜県が「衝繁」に「難」を加えている以外はほぼレヴェルが落ちている。

以上のことを総合的に考えてみると、ほとんどの州県で要缺から中缺へ、または中缺から簡缺へと評価が下がっているのは、清朝創設から時間が経過して省内の統治に自信が出てきたことの反映と言えよう。例えばいくつかの州県に当初設定されていた「疲」の項目が、後に積欠が完了してはざされるのと同様進行的である。また変化の重要な契機として交通に言及しているのが多いのも注目される。特にそれは清源県の徐溝県への統合や平陽府太平県の事例に顕著に現れている。「難」についても、交通量の増加に従って客商の往来および人口が起こった結果と考えられる。

これに関連して、東西交通よりも南北交通の重視も一つの特徴であろう。衝繁難疲すべてを考えて、地域の重要度が増している所をたどってみると、朔平府朔州・代州惇県・平定州寿陽県・太原府徐溝県・同文水県・汾州府介休県・直隸州霍州・蒲州府猗氏県と、くつきりと南北交通路が現れてくる。多くは変化の時期がはっきりしないが、わかるものはすべて乾隆年間であるのも注目できる。即ち康熙年間によく安定を取り戻し、雍正年間頃に開墾などの新しい動きが始まり、そうして変化した社会に沿った行政変革を乾隆期に断行したというわけである。

しかし、もし変化の理由を開墾の進展と人口増加だけに求めれば、南北交通の重視が説明できない。もし糧食の移動や古くから存在した塩の流通のみを前提にするならば、その動きはより人口の多い直隸に向かうのが自然であろう。即ち東西交通も重視されねばならず、このように極端な結果にはならないと思われるのである。その点を明確にするため、省内の行政変革をもう少し別の角度から見ていきたい。

二、巡檢の移動と山西省鉱産業

石炭の産出する所では、概ね硫黄の産出がある。硫黄分を含む石炭を、密封した鉄鍋の中に入れて熱を加えると硫黄分が融け出して下にたまる。このように石炭さえ多量にあれば、比較的容易に硫黄が手に入るのである。山西は最古の採炭記事があるように、中国石炭の主要産地であった。ところで乾隆年間に中国のほぼ全土で採炭業が急激に発展したことを以前述べたが、一般的に中国の石炭は良質で、日本の石炭ほど硫黄分を含んでいない。これは地質学的にいえば海産と陸産の差だという。その中でも太行山脈沿いの石炭は硫黄分が多く、従って山西省は中国の硫黄生産の中心となった。さてこの石炭及び硫黄の産出に関連して、もう一つの行政変革が起こっていた。

硫黄は顔料・火薬等の原料として使われ官・軍の必需品であり、一般にはその私的生産・販売は禁止されていた。官の側は、もう一つの軍需品である硝石とともに採採規定を設けていた。即ち、軍需の硝石・硫黄については直隸・山西・河南・甘肅・湖南・湖北・広東・雲南・貴州・四川の十省は自省で採採、江蘇・安徽・浙江の三省は山西で、福建・広西の二省は湖南で、江西は広東で、山東は河南・山西で、陝西は四川・山西で採採する事になっていた。また、官庁で使用する分は、山西省で採採していた。

こうした規定があるにもかかわらず、硫黄は民間でも必要な物品であるため、私採私販が絶えなかった。そのため官の側はしばしば禁令を出すこととなる。例えば河南省では、乾隆二十一年八月一日の布政使劉慥が、硫黄の私採を防ぐため省内の二十州県を除き、炭鉱を閉鎖する事を上奏している。

また、乾隆二十八年十月十日の河南巡撫葉存仁の上奏に、

窺照懷慶府河内県地方、緊傍太行山麓、居民多籍産煤資生、其煤竭之罄、産有銅核者、即官為封禁、遵行已久。……拋該府知府沈營昌、率同該県、遍加查看、廢鑿雖多、其産銅核甚旺者、惟有李封・馮封・王封等村六鑿、計每鑿可容八人、每人每日可採銅核百斤、其銅核高低不等、每百斤可煉出熟礦數斤至十數斤不等、計一歲可得礦數万斤、可供營汛・地方之用等情。……去後、茲拋布政使佛德詳、拋該府県閔查山西陽城縣辦礦章程、即令鑿戶燒煉、官為稽查、平時封固鑿口、

定価毎斤銀三分等。¹⁴

とある。即ち、太行山麓の河内県では石炭とともに硫黄の原料となる銅核が産出する。それについては官は禁じている。しかし、知府の沈營昌の報告によると密毎に八人の人夫を入れ、每人毎日銅核百斤が採れ、その百斤から硫黄数斤から十数斤採れ、一年にすれば数万斤の硫黄が採れ、営汛の需要に回すことが出来る。そこで布政使佛徳と該知県に山西省辨磺章程を調べさせたところ、密戸に焼煉させ、官が稽查を行い、平時には密口を閉鎖し、定価銀三分で発売する、とあつた、という。さて、ここで注目したいのは、中国の多くの省が山西省の硫黄に依存し、また他の省も山西省の開採方法を学んでいることである。そこで山西省の硫黄政策を具体的に考察してみたい。

先ず山西省の硫黄政策を見てみると、次のようになっていいる。

查雍正十二年六月、河東總督田□□、奏定嚴禁硝磺之例、奉旨、依議、欽此。……又、乾隆九年、山西按察使多□□奏、私磺五十斤以下、照私磺例治罪、奉旨、依議、欽此。……又乾隆二十二年正月、前撫臣明□具奏、以晉省煤窯山洞之間、有出產磺鉞者、除產磺無多之代州・翼城・靈石・平陸・永濟・蒲泉、及歸化城・薩拉齊・清水河、均經封閉嚴禁外、惟陽曲・陽城二処產磺、聽直隸・河南・山東・陝西・江南・湖北・等省、赴晉採買、並聽匠作・商人、附批採買、並派武職稽查彈壓、移駐同知專司売磺等因、奉旨、依議、欽此欽遵。¹⁵ 各在案。

その後、例えば陽曲県では、

陽曲県、毎年約焼硫磺二萬七千余斤、係供本省大同各營路、並本省各州県火藥匠・操磺配藥採買之需。此磺係在陽曲県屬之王封山等処焼煉、太原府同知專司稽查。由陽曲県售売、每磺一斤価銀三分。¹⁶

となっている。即ち、山西省では硫黄は私的に採取する事は嚴禁であり、産出の多い所は、太原府の陽曲県・澤州府の陽城

県以外は封閉する。その二処では各省からの採買人・匠作・商人が購買するのを許可する。警備には武職を派遣し、その地に同知を移駐して販売に当たらせる。硫黄一斤あたりの価格は銀三分である。このようにして、山西省の横山政策は成り立つていくわけであるが、その政策を完成させた巡撫明德の政策案について、細かく検討を行ってみたい。

山西省巡撫明德は満州正紅旗人で、雍正十二年筆帖式から太常寺博士に補されている。その後歩軍統領衙門員外郎から湖南按察使となるが、ある事件で虚偽の報告をしたとして弾劾され、革職となる。その後盛京礼部郎中・山東兗州府知府・濟南府知府・山東塩運使を経て、軍事能力を買われて山西雁平道に調補され、甘肅安西道・湖北按察使・四川布政使・甘肅布政使を経て、乾隆二十一年二月以来山西巡撫の任にあつたが翌年一旦その任を解かれ、二十七年再度任じて三十年に江蘇巡撫に転出するまで山西を管轄した。

乾隆二十二年の正月、彼は横山政策について上奏する。

晋省煤窑山洞之間、有出產硫鉍者、除產硫無多之代州・翼城・靈石・平陸・永濟・蒲泉、及歸化城・薩拉齊・清水河等處、均經封閉嚴禁外、惟陽曲・陽城二県、硫鉍甚旺。是以各省來晋購弁者、如直隸・河南・山東・陝西・江南・湖北等省、及晋省各營、每年共採弁十万余斤至二十余万斤不等、俱取資於陽曲県・陽城県。

山西省の炭鉍で硫黄が産出するものは代州・翼城・平陸・永濟・蒲泉・歸化城・薩拉齊・清水河以外はすべて閉鎖する。陽曲・陽城は産硫が盛んであるため、各省及び省内各營の需要は約十萬斤から二十萬斤あるが、全てこの地で採弁している。炭鉍の開採が許されている地は概ね北方である。恐らくは燃料需要を賄うために、許可せざるを得なかつたのである。

続いて、

臣查陽曲県西山一帶、層巒疊嶂、鳥道羊腸、延袤百有余里、在在皆有硫鉍可挖、即山溝之内、並有硫塊可拾。陽城地方、其情形大概相仿。且用鉍燒硫、為時不須得鉍易、而煎煉不難。此所以易起私燒之弊。況產硫之地所、設官員、不足以資

彈圧稽查。如陽曲之王封村・陽城之東冶鎮、僅各設巡檢一員、不特官職卑微、難於彈圧。而鉞地遼濶、山深箐密、路徑多岐、巡檢一員終日巡查、亦不能遍難免顧此而失彼。該二県知県駐劄城内、俱有地方民事、且離鉞廠窳遠、雖間一往查、勢難常日在彼。至於營汛武職、如陽曲地方屬太原營、管轄該營汛広、兵单差務繁多、稽察難週。其陽城県、僅設外委一員駐劄県城、更屬鞭長莫及。

と陽曲県の現状を述べる。硫黄は鉞石を拾つて簡単に製造出来る上、産出地域は深山の中にあり、現状の巡檢一員では、一日中管轄地域を巡察しても必ず見落としが出る。知県は県城にあつて民事も忙しく、現地に常時出かけるわけにもいかない。武職については、陽曲では營汛の管轄が広く、差務も忙しく、陽城では外委を一員置いているだけで、十分とは言えない、というのである。そこで彼はその対策を提示する。

必須移駐大員、酌定章程、設法嚴查、庶私燒私販之弊、可以杜絶。応請將陽城之東冶巡檢、移駐欄車鎮、以欄車鎮同知、移駐東冶鎮。其陽曲之王封巡檢裁汰、將太原府同知、移駐王封村。該二同知、各於所管境内、親至廠所、不時嚴查、毋許私燒透漏、仍令將每煎獲橫斤、並售売各數、於年底造冊報部查核。惟是文官、衙役無多、必須武職帶兵巡查。但移汛安塘、必須更改營制。且現在各營、無堪調之員、請於撫標兩營、及太原營、守備三員内、每季派委一員、帶領千把二員、兵丁六十名、分路巡查、遇有私燒私販、即行嚴拿解交王封同知、詳報究治。陽城地方、亦照此弁理。

彼の主張の中心は、この項に見られるように行政組織の徹底的な改編である。巡檢クラスの官を廢止または移動させて、大員である同知に武職兵員をつけて派遣し、取締の規模を拡大しようというのである。巡檢は一般に地方行政の末端にあつて地域の治安警察にあたり、交通の要所や都市に置かれたものである。山西省では当初四十三の巡檢司が置かれていたが、幾多の変遷を経て光緒期には三十五に統廃合されている。

乾隆年間には山西省で、州県の格の改変と巡檢の移動を含む徹底した行政組織変革の動きがあるが、二十年代から三十年代初頭にかけてが最も大きく動いている。この陽曲・陽城の動きはその先鞭をつけるものであつた。またこの間第一章でも

述べたように県の廃止も行われているが、それも明德の時に行われた。彼がそれらを行った背景には幾つか考えられるが、この陽曲・陽城に関して言えば、同時期直隸や山東で摘発された硫黄密売ルート¹⁹の成立により、硫黄の生産地である山西省での私採増加によると言えよう。また県が廃止されたのは清源県であるが、問題になった徐溝県とは県の規模はそれほどかわらず、清源県の方からも廃止反対の抗議がなされるが、最終的には廃止が決定してしまつた。その変わりに清源の地には乾隆三十二年に巡検が置かれることとなつた。これは陽曲・榆次・徐溝・太谷と連なる南北の交通網が重視された結果とも考えられる。但し同じく廃止された平順県では県城に巡検が置かれることはなく、旧管轄の玉峽関巡検の支配が壺関県に移つただけであつた。

この硫黄に関しては、明德が、

磺斤一項、各省民間在所必需、如銀匠・葉舖・薰布薰帽・煎煉銀砂・火燈花爆之類、在在需用、若不定以官售之法、則無磺之地、勢必百計購求。²⁰

と述べるとおり、民間需要も高く、必要とする者はそれこそ百計を講じて買うために殺到するであろう。明德上奏の時期は、正にそのような状況であつたに違いない。陽曲・陽城の礮山のその後は、陽曲県には山東・陝西が、陽城県には河南・陝西・浙江・福建・湖広・江蘇・安徽の各省が採弁に訪れて²¹いた。しかし嘉慶年間になると、陽城県の産礮量が減少し、巡撫伯麟は陽城県での採弁を止めて陽曲県で全てを賄うように上奏する。これはすぐには認可されず、その後も陽城での採弁は続くが、陽曲県まで足を伸ばすことを上奏する背景には、そこまでの交通網の整備があつたに違いない。

さて、陽曲・陽城以外に目を転じてみる。表2は光緒『晋政輯要』巻一吏政の記事に『高宗実録』の記事を併せつつ、巡検の移動・廃止のあつたものをまとめたものである。先に述べたが、当初の四十三の内三十五の治安に携わる巡検が移動・廃止されているのはそれだけ、省内の社会事情が変化していることを示している。²² それでは陽曲県・陽城県以外の変遷の例を検討してみよう。

乾隆三十三年六月二十八日の巡撫蘇爾德の上奏で汾州府永寧州青龍鎮、及び口外の色爾登の例が窺われる。先ず青龍鎮巡

檢について見てみると、

汾州府属之永寧州青龍渡地方、向因渡口為山陝要津、商販往来、查収稅務、是以設有巡檢一員、專司其事。乾隆元年間、黄河水決、淹没廬舍、居民遷徙他処、稅務復經裁免。行旅俱從軍舖灣渡河而西、与青龍渡相距甚遠、現在居民、止有二十三家、務農為活、毋庸專員分駐。查該州属之柳林鎮、陝省往来大道、商賈絡繹、宵小易於潛踪逼近煤窯、奸良無為莫辨、人烟湊集、事端百出、亟須專員稽查。若以青龍渡巡檢、改移柳林鎮、於地方甚有益。

と述べている。即ち永寧州青龍渡は陝西への重要な渡し場であり、商人らが往来し、その稅務のために巡檢一員が置かれていた。ところが乾隆元年に黄河が氾濫したため、居民は移動し稅務も廢止された。現在旅行者は青龍渡からはかなり離れた軍舖灣から陝西へ渡っており、青龍渡の現状は二十三家族しか居住しておらず、専ら農業に従事しており、巡檢を駐在させる必要はない。一方同州の柳林鎮（青龍渡から黄河の支流東川河を約六七七キロ下ったところ）は、これも陝西へ渡る大道で、商人の往来もあり、近くの炭坑は無頼の絶好の隠れ場である。良いも悪いも摺みが多く、争いごととは頻発する状態であるから、是非に巡檢を置いて取り締まるべきである。従つて青龍渡巡檢を柳林鎮に移そうというわけである。ここでは本来の巡檢所在地の衰退と、柳林鎮の發展状況、即ち交通の要所としてまた炭坑開採の場としての人員の吸収力が窺える。繼いで蘇爾徳は口外での状況に触れる。

又查歸化城属之色爾登地方、因乾隆二十六年、裁去善岱巡檢、移駐該地。原為十五溝、草地許民墾種、恐将来業戶衆多、需員稽查、是以設有巡檢一員。嗣於乾隆二十七年正月内、案准部咨、草地不許多墾、一壠溝内、不許多容一人。現在居民僅有五家、所設巡檢、實為閒曠。今查該庁属之畢齊克齊村、烟戶稠密、蒙民雜処、千有余戶、為口外商旅要路、奸究易藏。該村地接十五溝、南連原分管善岱・東壠等六十七村、且係歸化城・薩拉齊適中之地。若以色爾登巡檢、移駐畢齊克齊村、其就近彈压、並將解送人犯舖遞公文責、令接管接送、可免疎虞遲悞、而於口外地方、更為有益。

表2 巡檢の变革

巡檢所在府	巡檢名	設置年	变革年	变革後所在
口外 (朔平府) (大同府)	色爾登 和林格爾崑都崙 寧遠庁後當子村 豐鎮庁高廟子村 豐鎮庁大莊科村	? 乾20 ? 乾14 乾32	乾33 嘉14 光10 乾40 光10	畢齊克齊 包頭 科布爾 張皋兒 二道河
朔平府	朔州馬邑鄉 左雲県助馬口 左雲県高山城 平魯県井坪城	嘉元 雍7 雍7 雍7	道12 道12 乾43 乾28	州東40里へ 県北90里へ 裁改大谷県主簿 裁
寧武府	偏関県老當堡	雍4	道12	裁
代州	雁門所 五台県高洪口	雍4 国初	? 乾7	裁 壹懷鎮
太原府	陽曲県天門関 陽曲県王封村 祁県龍舟谷 嵐県鹿徑嶺	? ? 国初 国初	乾32 乾22 康40 ?	清源鎮 裁以本府同知移駐 裁 裁
汾州府	汾陽県黄蘆嶺 介休県張蘭鎮 永寧県青龍鎮	国初 乾7 国初	雍4 乾22 乾33	裁、乾隆7復活 裁以本府同知移駐 柳林鎮
霍州	靈石県冷泉関	国初	順16	仁義鎮
隰州	大寧県馬鬪関	?	順15	裁
潞安府	長治県西火鎮 黎城県吾兒峪 平順県玉峽関	乾9 国初 国初	乾29 乾29 乾29	潞城県虹梯関 潞城県石城里 隸平順→壺関
平陽府	臨汾県張村岔 吉州平渡関	? 国初	順15 順15	裁 裁
澤州府	鳳台県東冶鎮 鳳台県横望鎮 鳳台県柳樹店 沁水県東陽嶺	乾12 康61 康50 国初	乾22 乾20 乾10 雍7	陽城県欄車鎮 裁 裁 端氏鎮
蒲州府	永濟県風陵渡 永濟県永樂 臨晋県角杯村	雍? 国初 雍7	乾4 ? 嘉22	潼関 裁 曲沃県侯馬鎮
絳州	垣曲県横嶺関	国初	乾27	裁
解州	芮城県陌底渡	国初	乾58	裁

典拠：光緒『晋政輯要』卷一 吏政・官政
及び各地方志・実録参考

色爾登巡檢（帰化城の南西約四十キロ）は、乾隆二十六年に将来の戸口増加を見越して善岱巡檢を移駐させたものであるが、開墾に対する官の対応が変わり入植を制限したため、現在五家しかおらず、巡檢所在地としては不都合である。一方同じ帰化城序の畢齊克齊村²³は千以上の家族が蒙古・漢人雑居で居住しており、また重要な商業ルートであつて無頼も集まりやすい。ここは色爾登巡檢の管轄区域たる十五溝とも接しており、南は善岱・東壩等の六十七村とも接している。また帰化城と薩拉齊を結ぶルートの中央に位置している。従つて色爾登巡檢を畢齊克齊に移駐させれば、取締りや犯罪者の護送にも有益であるといふ。

ここでは色爾登巡檢が開墾の先鞭として国初設置の善岱巡檢を移駐させていることに先ず注目したい。第一章で官の側が積極的に長城外での開墾を推進したと述べたが、これもその一つの査証と言えよう。長城外は内部とは氣候も異なるし蒙古と接するという条件がある。明代から漢人の進出が始まつていたとはいへ帰化城等の拠点をのぞけば広大な牧草地が広がる地域であつた。その中で清朝は行政力をもつて新しい都市を作り出そうとしたのではなからうか。

勿論人間が住むのであり生活を営んでいくのだから、行政力のみでは都市は成立しがたい。従つて帰化城・薩拉齊、更には蒙古へと続く交易ルートに位置する畢齊克齊に人々が集まり、そこに巡檢を設置せざるを得なかつたのである。但し巡檢を移動させたということは、行政支配を続けようとする清朝の意図がうかがえる。しかし必ずしも行政支配と民衆（この場合は商人を意図している）は対立するものとは考えない。行政の側がある程度目星をつけて開墾を計画し、それに商人が出資する形で協力するという官商一体となつた開墾と都市建設を想定するのである。そしてその開墾は土地の開墾だけではなく、硫黄や石炭などの鉱山開墾を含むものである。例えば陽曲県の硫黄の開墾であり、帰化城西北の大青山の炭坑開墾である。²⁵ また朔州馬邑郷も石炭の産地であつた。²⁶

おわりに

十八世紀の山西省は行政的に大きな変革の時期であつた。州県官のレヴェルを変え、州県を統廃合し、そして巡檢を移動させた。その事由として「戸口日繁」とか「不適実情」などが挙げられているが、そうした社会的変化をもたらした背景には、行政側自らが主導した土地の開墾や鉱山開墾があつた。但しそれは決して押しつけではない。というのは一つにはその

変革が交通路の往來の増加によってもなされていることである。また、一つにはこれらの開發が各地での生産業の發達という副産物を生み出しているからである。例えば朔平府や代州・太原府等の陶磁器生産や汾州府の酒の生産である。従つてこの時期の変革は行政と民衆の一体となつて押し進めたものと言えよう。

それが長城以北の、これまで中央支配の及ばなかつた地域への進出であるから自明のこととだとは言えないであろう。硫黄開採など山西中・南部を含めた變化だからである。新たに開發を行い、それに対応した形で行政の変革を行う。即ち官民一体で地域支配体系を組み立て直したというわけである。

とはいえ、現時点では「官民一体」の「民」の具体像は掴みきっていない。江南で取り上げられた郷紳・無頼等や、長城外の諸都市のギルド・マーチャントの存在などはつきりした像が捉えられなかつた。少なくとも鉱山に投資する人々は農民の副業程度のものではないとは推定できる。この点、今後生産業の在り方及び流通の実態を検証する過程で明らかにしていきたい。

注

- (1) これらの経過については光緒『山西通志』卷二十八府州厅県考、及び雍正『朔平府志』・乾隆『大同府志』の各沿革志参照。
- (2) 雍正『朔平府志』卷三方輿參照。
- (3) 田村實造「清朝の蒙古統治策」(東亜研究所編『清朝の邊疆統治政策』、一九四四年、至文堂)第一章二一―二三頁
- (4) 明代から山東省の人々が盛京を中心とする遼東方面との交渉があつたことは、松浦章「清代における山東・盛京間の海上交通について」(『東方学』第七十輯、一九八五)参照。
- (5) 乾隆『理藩院則例』(中国社会科学院中国边疆史地研究中心編『清代理藩院史料輯録』所載、一九八八)録隕清吏司下田宅參照。
- (6) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十七輯178―182頁所載。この開墾についての具体的な経過は別途考察するが、ここでは開墾の事実があつたことを述べるに止める。
- (7) 乾隆『晋政輯要』卷一官缺簡繁の婦綏六厅の項參照。
- (8) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十七輯六三―六四頁所載。以下の引用も同じ。
- (9) 同様の理由から潞安府平順県も乾隆二十九年二月十九日の総督和其衷の上奏により廢止されている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第二十輯六一四―六一五頁參照。
- (10) 『高宗実録』卷六百九十三乾隆二十八年八月二十日、総督明德の報告を吏部が議准し、新生徐溝県の成立が確定する。

- (11) 拙稿「清朝前期の石炭業」(『史学雑誌』第百編第七号、一九九二)参照。
- (12) 光緒『欽定工部則例』卷二十五軍需所載。
- (13) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十五輯七四〇七五頁所載。
- (14) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十九輯一五六〇一五八頁所載。
- (15) 乾隆『晋政輯要』卷七晋省硝磺所載。
- (16) 道光『陽曲縣志』卷九兵書所載。
- (17) 同前。以下の引用も同じ。
- (18) 乾隆『晋政輯要』卷一官缺簡繁參照。
- (19) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十七輯二四〇二七頁の乾隆二十一年十一月八日の直隸總督方觀承の上奏、及び同第四十五輯四二二〇四二六頁の四十年十一月七日の河南巡撫鄭大進の上奏參照。
- (20) 注(16)參照。
- (21) 嘉慶八年十一月二十四日の上奏。『清代的鋳業』六三三頁所載。但し、この内河南・福建・湖広の各省は乾隆三十年以後採弁には参加していない。恐らくは省内での産出が軌道に乗ったのでであろう。
- (22) 川勝守氏は「明代、鎮市の水柵と巡檢司制度」(『東方学』第七十四輯、一九八七)において、江南における鎮市と巡檢司の関わりを鎮市防衛という側面から捉えている。
- (23) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三十一輯一八一〇一八二頁。次の引用も同じ。
- (24) 畢齊克齊は今堀誠二氏の『中国封建社会の構造』(日本學術振興會、一九七八)第四部第一編で畢齊齊として記されているものである。
- (25) 前掲筆者論文參照。
- (26) 康熙『馬邑縣志』土産貨之屬に「炭、離城十余里及三・四十里北山一带、皆有鋳、俗謂之窯」とある。またこの項には「不載旧志、今補之」と断つてあるため、このころ始まった新興の生産業といえるかもしれない。
- (27) 『世宗実録』卷七雍正元年五月十九日の項に「山西平定州等処、山多田少、糧食恒艱、小民向頼陶冶器具、輸運直省易米、以供朝夕」とある。これは決して官の主導によるものではないが、製陶技術の浸透や燃料・材料の確保がなければならぬ。